

産業廃棄物処理計画実施状況報告書

平成23年6月1日

大分県知事 廣瀬勝貞 殿

提出者 鎌倉 芳明（工場管理課）
 住 所 大分県日田市石井町3丁目793番1
 氏 名 TDK株式会社 三隈川工場
 工場長 幸田 宏

電話番号 0973-24-1111

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第8項の規定に基づき、平成22年度の産業廃棄物処理計画の実施状況を報告します。

事業者の名称	TDK株式会社 三隈川工場				
事業場の所在地	大分県日田市石井町3丁目793番1				
事業の種類	【2999】電気機械器具製造業				
産業廃棄物発生量の目標	（種類） 廃プラ	汚泥	がぶくず	その他	合計
	（発生量） 122.2	48.2	1.3	40.8	212.4
計画の実施状況	①産業廃棄物発生量	（種類）			
		（発生量）	<別添I>		
	②自己直接再生利用量		<別添I>		
	③自己直接埋立処分又は海洋投入量		<別添I>		
	④自己中間処理量		<別添I>		
⑤自己中間処理残さ量		<別添I>			



⑥自己中間処理後再生利用量	<別添 I >
⑦自己中間処理後自己埋立処分又は海洋投入量	<別添 I >
⑧直接委託及び自己処理後委託処分量	<別添 I >
*事務処理欄	

備考

- 1 この報告は、6月30日までに提出すること。
- 2 「事業の種類」の欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
- 3 「産業廃棄物発生量の目標」の欄には、前年度に産業廃棄物処理計画に記載した産業廃棄物発生量に関する目標を記載すること。
- 4 「計画の実施状況」の欄には、前年度の産業廃棄物処理に関して①～⑧の欄のそれぞれに（1）から（8）に掲げる量を記入すること。
 - (1) ①欄 当該事業場において生じる産業廃棄物の種類及び種類ごとの発生量
 - (2) ②欄 (1)の量のうち、直接自ら再生量する量
 - (3) ③欄 (1)の量のうち、直接自ら最終処分場に埋立処分する量及び海洋投入処分する量
 - (4) ④欄 (1)の量のうち、自ら中間処理する量
 - (5) ⑤欄 自ら中間処理を行った後の産業廃棄物の量
 - (6) ⑥欄 (5)の量のうち、自ら利用し、又は他人に売却する量
 - (7) ⑦欄 (5)の量のうち、自ら最終処分場に埋立処分する量及び海洋投入処分する量
 - (8) ⑧欄 (1)の量のうち、他人に委託して処理する量に、(5)の欄のうち他人に委託して処理する量を加えた量
- 5 *欄には、何も記入しないこと。

(分) 様式第1号

産業廃棄物処理計画				
事業場の名称	TDK株式会社 三隈川工場			
所在地	大分県日田市石井町3丁目793番1			
事業の種類 【日本標準産業分類】	電気機械器具製造業 【2999】			
(1) 事業の概要	<ul style="list-style-type: none"> ・イ〜トに沿って、事業の概要を記載すること。 ・製造フローシート、工場配置図、廃棄物フロー等を添付すること 			
イ 資本金	32,641百円			
ロ 従業員数等	総数	255 人	うち正社員数	250 人
ハ 製造品出荷額等 又は元請完成工事高等	5,174,000千円			
ニ 前年度の産業 廃棄物の種類・発生量	種類	廃プラ・汚泥・カ ラス	発生量	191 t
ホ 製造概要又は 建設工事請負実績	機能性フィルムの製造			
ヘ 事業展望	<ul style="list-style-type: none"> ・機能性フィルムに関しては増産傾向にあるが、他は減少傾向が続く。 			
ト 連絡先	所属部署	工場管理課	TEL	0973-24-1111
	氏名	鎌倉 芳明	FAX	0973-24-1493

(2) 策定事項	<ul style="list-style-type: none"> ・イ〜トに沿って、事業の概要を記載すること。 ・計画の本文（図表等を含む）を添付すること。
イ 計画期間	平成23年4月1日〜平成24年3月31日（1年間）
ロ 産業廃棄物の処理に 係る管理体制に関する事項	<ul style="list-style-type: none"> ・1997年に、ISO14001の認証取得し、工場長をトップに各機能・参画し、環境委員会で環境に対する見直し・改善を継続的に実施。（環境委員会は4回/年の開催）
ハ 産業廃棄物の排出の 抑制に関する事項	<ul style="list-style-type: none"> ・廃プラスチックの減量化及び有価物化を計画し、段階的に削減を実施していく。
ニ 産業廃棄物の分別に 関する事項	<ul style="list-style-type: none"> ・廃棄物の内容別及び処理先別に標準化し対応中、新規対応も同様に取組む。
ホ 産業廃棄物の再生利用 に関する事項	<ul style="list-style-type: none"> ・廃プラスチックは、全て再生利用にて処理を実施している。 ・廃プラスチックを主体とした、新規再生利用の探索を継続する。
ヘ 産業廃棄物の処理に 関する事項 (上記に関する事項を除く)	<ul style="list-style-type: none"> ・処理先の選定にあたっては、委託処理の最終処理までを確認し、契約を締結するように努める。
ト 産業廃棄物を適性に 処理するために講じようとする 措置に関する事項	<ul style="list-style-type: none"> ・1回/年の処理先の現地確認を実施し、自社作成のチェック表により適性に処理されているかの確認を行っている。